平成18年4月1日告示第57号

改正

平成21年3月31日告示第45号 平成21年4月24日告示第90号 平成23年3月31日告示第41号 平成28年3月31日告示第46号 平成31年3月29日告示第56号 令和3年3月31日告示第64号 令和4年3月25日告示第52号

浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、自主的な活動を行う団体に対し、その活動に要する費用の一部を補助することにより、地域活動の活性化及び地域防災力の向上を図り、もって活力ある地域コミュニティの形成に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則(平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

- **第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 町内会等 市内において、町内会若しくは自治会として町内の区域又は一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される団体をいう。
 - (2) 地区まちづくり推進委員会 浜田市地区まちづくり推進委員会認定要綱 (平成23年浜田市告示第39号) の規定に基づく地区まちづくり推進委員会として認定された団体をいう。
 - (3) 自主防災組織 地域住民が自主的に防災活動を行うために組織する団体のうち、 浜田市自主防災組織認定要綱 (平成22年浜田市規程) の規定により市長が認定したものをいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 集会所施設、関連設備等整備事業
 - ア 町内会等又は地区まちづくり推進委員会の活動拠点となる集会所施設(以下「集会所施設」という。)の新築又は集会所施設を新築するための用地取得。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第5項の規定による市長の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)が新築し、又は取得するものに限る。
 - イ 集会所施設の改修若しくは増築又はその関連設備の整備若しくは改修
 - (2) 防犯灯設置事業
 - (3) 防災資機材等整備事業
 - ア 保護用具等整備
 - イ 情報収集伝達活動資機材整備
 - ウ 消火活動資機材整備
 - エ 救出・救護・避難誘導活動資機材整備

- 才 生活維持活動資機材整備
- カ 防災倉庫(簡易収納庫)整備
- キ 避難場所・避難路整備
- (4) 防災訓練等事業
 - ア 防災訓練
 - イ 防災知識啓発活動
- (5) 防犯カメラ設置事業
- (6) 集落機能再編・強化事業
 - ア 機能維持支援事業
 - イ 集会所施設等整備事業
- (7) 地域づくり活動維持活性化事業

(補助対象者等)

- 第4条 補助対象者、補助対象経費及び補助金額は別表第1に、補助限度額は別表第2に 定めるとおりとする。この場合において、補助対象経費の額は、当該事業に対し他の同 種の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額とする。
- 2 前項の補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請等)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする町内会等(以下「申請者」という。)は、地域づくり振興事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事業の実施前7日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 見積書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請は、同一のものとみなすことができる事業について重ねてすることができないものとする。
- 3 第1項に規定する申請のうち、第3条第1項第6号イに規定する事業にあっては組織統合 (複数の町内会等又は地区まちづくり推進委員会が統合し、単一の町内会等又は地区ま ちづくり推進委員会に再編することをいう。以下同じ。)1件当たり1回に限り、同項第7 号に規定する事業にあっては1年度当たり1回に限りすることができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定 し、地域づくり振興事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に 通知するものとする。

(変更承認申請)

- 第7条 補助金の交付決定を受けた町内会等(以下「補助事業者」という。)は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、地域づくり振興事業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに地域づくり振興事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域づくり振興事業補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

- 第10条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、 市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付する ことができる。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、地域づくり振興事業補助金 交付請求書(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(暫定施行告示の廃止)

2 浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱(平成12年浜田市告示第34号)は、廃止する。

(暫定施行告示の一部改正)

3 旭町総務関係補助金交付要綱(平成10年旭町告示第4号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成21年3月31日告示第45号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月24日告示第90号)

この告示は、平成21年4月24日から施行し、改正後の浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成23年3月31日告示第41号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第46号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第56号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第64号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和4年3月25日告示第52号) この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

事業項目	4 条関係 <i>)</i> 補助対象者	補助対象経費	補助金額
	認可地緣団体		補助対象経費の
設、関連設		集会所施設の新築に要する直接経費	3分の1以内の
備等整備事		2 用地取得	額
業		集会所施設を新築するための用地取	
		得に要する直接経費	
	町内会等又は	1 改修等	補助対象経費の
	地区まちづく	集会所施設の改修若しくは増築又は	3分の2以内の
	り推進委員会	その関連設備の整備若しくは改修に要	額
		する直接経費	
2 防犯灯設	町内会等又は	防犯灯の設置に要する経費	補助対象経費相
置事業	地区まちづく		当額
	り推進委員会		
3 防災資機	自主防災組織	1 保護用具等整備	補助対象経費相
材等整備事		ヘルメット、ヘッドライト、警報器	当額
業		具、防煙・防塵マスク、救命胴衣等の	
		整備に要する経費	
		2 情報収集伝達活動資機材整備	
		トランシーバー、電池式メガホン、	
		携帯用ラジオ等の整備に要する経費	
		3 消火活動資機材整備	
		消火器、消火器収納箱、消火用バケ	
		ツ、自立式水槽等の整備に要する経費	
		4 救出・救護・避難誘導活動資機材整	
		備	
		救命ボート、ロープ、水防資機材一	
		式(シャベル等)、救助用工具一式	
		(バール等)、梯子、AED、テン	
		ト、救急箱、担架、車椅子、リヤカ	
		一、毛布簡易ベッド、防水シート等の	
		整備に要する経費	
		5 生活維持活動資機材整備	
		(1) 給食給水用	
		給水タンク、緊急用ろ水装置、飲	
		料用水槽、炊飯装置等の整備に要す	
		る経費	
		(2) 避難所用	
		発電機、携帯用投光器、強力ライ	
		ト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャ	
		ワー等の整備に要する経費	
		6 防災倉庫(簡易収納庫)整備	

		防災資機材を保管する倉庫等の整備 に要する経費 7 避難場所・避難路整備 避難場所・避難路の整備に要する経	
A 『古 〈〈〈 ∋山 名古	白	費 8 その他資機材整備 市長が必要と認める経費	域 田 景 名
4 防災訓練 等事業	自主防災組織	1防災訓練防災訓練の実施に要する経費2防災知識啓発活動(1)研修会等防災知識の向上を目的とする研修	補助対象経費相当額
		会の開催又は参加に要する経費(飲食に要する経費を除く。) (2) 機器等 音響・映像機器に要する経費	
		3 その他活動 市長が必要と認める経費	
	町内会等又は 地区まちづく り推進委員会		補助対象経費の 3分の2以内の 額
6 集落機能 再編・強化 事業		組織統合に係る次に掲げる経費 (1) 組織統合のための会議の開催に要する経費 (2) 組織統合のために必要な消耗品、備品等の整備に要する経費 (3) 交流推進のための活動に要する経費(飲食に要する過度な経費を除く。) (4) 町内会等を形成する者から受け入れる当該町内会等の会費等が組織統合後1年間の活動に係る会費等に限る。)	
	組織統合をした日本 (2年以 内の (2年) 内の (2年) 内の (2年) 大の (2年	2 集会所施設等整備事業 (1) 新築又は用地取得 組織統合をすることに伴う集会 所施設の新築又は集会所施設を新 築するための用地取得に要する直 接経費。ただし、組織統合後の組織 が認可地縁団体である場合に限る。 (2) 改修等 組織統合をすることに伴う集会 所施設の改修若しくは増築又はそ	補助対象経費の 3分の2以内の 額

	の関連設備の整備若しくは改修に 要する直接経費	
7 地域づく 町内会等	町内会等の活動に必要な備品の購入に要	補助対象経費の
り活動維持	する経費	3分の2以内の
活性化事業		額

別表第2(第4条	4 条関係)					
事業項目	補助限度額					
1 集会所施設、	1 新築 150万円					
関連設備等整備	2 用地取得 50万円					
事業	3 改修等 150万円					
2 防犯灯設置事	1 基当たり5万円(支柱設置が必要であることその他の特別な事情					
業	がある場合は、1基当たり8万円)					
3 防災資機材等	1 自主防災組織に属する世帯数の区分に応じ、それぞれに定める					
整備事業及び防	額					
災訓練等事業	(1) 町内会等を単位とした自主防災組織					
	ア 100世帯未満 20万円					
	イ 100世帯以上300世帯未満 30万円					
	ウ 300世帯以上 40万円					
	(2) 地区まちづくり推進委員会を単位とした自主防災組織					
	ア 100世帯未満 30万円					
	イ 100世帯以上300世帯未満 40万円					
	ウ 300世帯以上1,000世帯未満 50万円					
	エ 1,000世帯以上 60万円					
	2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するとき					
	は、同項に定める額からそれぞれの当該交付を受けた補助金の額					
	を控除した額					
	(1) 当該年度において新たに組織された自主防災組織のうち、					
	当該自主防災組織の区域内にあった自主防災組織が、当該年度					
	においてこの告示による補助金の交付を既に受けている場合					
	(2) 前3年度の間において、当該自主防災組織が、この告示又					
	は浜田市自主防災組織育成事業補助金交付要綱(平成22年浜田					
	市告示第114号)による補助金の交付を既に受けている場合					
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 基当たり20万円					
置事業	1 機能維持支援事業					
5 集落機能再	1 機能維持支援事業 組織統合 1 件当たり 30 万円					
編・強化事業	2 集会所施設等整備事業					
	組織統合1件当たり200万円					
6 地域づくり活	1 件当たり40万円					
動維持活性化事						
業						

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

浜田市長 様

申請者 町内会等の名称 代表者 住所 氏名

円

※署名又は記名押印

地域づくり振興事業補助金交付申請書

年度において、地域づくり振興事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜 田市地域づくり振興事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付申請額
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 見積書の写し
 - (4) その他

様式第2号(第6条関係) 様式第2号(第6条関係)

指令番号 日

様

浜田市長

地域づくり振興事業補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました地域づくり振興事業補助金の交付については、下記のとおり決定(却下)しましたので、浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額

円

(却下理由)

様式第3号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

浜田市長 様

町内会等の名称 代表者 住所 氏名

地域づくり振興事業変更承認申請書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった地域づくり振興事業について、下記のとおり変更したいので、浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由
- 4 変更年月日
- 5 添付書類

様式第4号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

浜田市長 様

町内会等の名称 代表者 住所 氏名

地域づくり振興事業実績報告書

年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった地域づくり振興事業の実績について、下記のとおり浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助金の交付決定額及びその精算額
- 4 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等
 - (3) その他

様式第5号(第9条関係) 様式第5号(第9条関係)

指令番号 日

町内会等の名称 代表者 住所 氏名

浜田市長

地域づくり振興事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました地域づくり振興事業補助金について、 下記のとおり補助金の額を確定しましたので、浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱 第9条の規定により通知します。

- 補助事業の名称
 補助金の交付決定通知額
 補助事業の対象経費の精算額
 補助金の交付確定額
 円
 - (交付決定通知額) (交付確定額) 円

様式第6号(第10条関係)

様式第6号(第10条関係)

地域づくり振興事業補助金交付請求書

一金		円

これは、 年 月 日付け、浜田市指令 第 号をもって、交付決定通知(確定 通知)のあった補助金

内	既交付額	円
	今回請求額	円
訳	未交付額	円

浜田市地域づくり振興事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、上記のとおり請求 します。

年 月 日

浜田市長 様

町内会等の名称 代表者 住所 氏名

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金	融核	幾 関	名						***************************************	•
同	店	舖	名						本店・本所	「・支店・支所・出張所・代理店
現	金	種	目	1	普通	2	当座	3	その他()
П	座	番	号							
П	座名	3 義	人	フ	リガナ					